

平成 30 年度 「食都神戸 2020（ローカル）」食育推進業務 仕様書

1. 業務の概要

「平成 30 年度「食都神戸 2020」食育推進業務」（以下、食育推進業務）とは、都市近郊で高品質な農水産物が多数生産されている立地と、神戸市が有する独自の食文化を活かし、農漁業者、食関連事業者、消費者の交流会や農漁業体験を一体的に実施するものである。

2. 委託業務の目的

本地産地消推進業務の実施により、市民が「地場産農水産物」「食習慣」「継承すべき伝統料理」について見直すきっかけとなり、第 3 次神戸市食育推進計画に掲げる「市民の地場産農水産物の消費拡大」や「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等の継承」の達成を図り、神戸市内における「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えているものの割合」を増やすことである。

3. 「食都神戸 2020（ローカル）」とは

地産地消のライフスタイル化を目指す「ローカルプログラム」で、世界に誇る食文化の都の構築を進める新たな都市戦略です。

(参考 URL) <http://www.gastropoliskobe.org/ja/>

4. 委託業務内容

(1) 食都神戸 DAY（「地域の伝統的な料理や作法を継承する者の割合向上」と「神戸産農水産物への理解向上」を目的とした食育イベント）の開催運営業務

- ① 時期：平成 30 年 11 月
- ② 場所：神戸市中央区
- ③ 内容：
 - ・ 地域の伝統的な料理や作法の継承を目的とした農漁業者、食関連事業者とのトークイベント
 - ・ 地域の伝統的な料理や作法の継承を目的とした、「農」や「食」がテーマの交流活動、ワークショップ、展示など
- ④ 開催規模：最低 1 日の開催とし、一般来場者数の目安は 2,000 人程度とする。

(2) 農漁業者、食関連事業者、消費者との交流会運営業務

- ① 時期：年間 4 回（3 ヶ月に 1 回を目安とする）
- ② 場所：神戸市中央区等
- ③ 内容：神戸の生産物や産地、季節に応じた郷土料理・伝統料理を学ぶ食育活動（調理体験等）
- ④ 規模：農漁業者数：15 人程度／回
飲食事業者数：15 人程度／回
一般来場者数：500 人程度／回

(3) 農漁業体験イベントの運営業務

- ① 内容：神戸の生産地を訪れ、農漁業体験などの地域農漁業を学ぶ活動

- ② 場 所 : 神戸市内の農村地域、漁港など
- ③ 実施回数 : 5回(1日1回、延べではなく、実日数で5日実施すること)
- ④ 規 模 : 神戸市内飲食事業者及び一般消費者のべ20人程度/回
(※20人/回を上回る参加人数になることは差し支えないものとする)

4. 業務委託期間

契約締結の日から平成31年3月29日

5. 委託契約金額の上限

¥6,000,000- (消費税及び地方消費税含む)

- (内訳)
- (1) ¥3,000,000-
 - (2) ¥2,000,000-
 - (3) ¥1,000,000-

6. その他特記事項

(1) 本事業は、国の「平成30年度食料産業・6次産業化交付金」を活用する予定であり、事業の実施にあたっては次の事項に留意すること。

- ① 平成30年度食料産業・6次産業化交付金は、日本型食生活の普及促進、食文化の継承、農漁業体験機会の提供をはじめとする食育活動の支援等を目的としていることを理解すること。また、神戸市として、「神戸市内において、地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている者の割合を増やすこと」を必須の目標に掲げていることに注意すること。
- ② 国、兵庫県、神戸市が行う当該事業に関連する広報、情報提供、事業のフォローアップ調査等について協力すること。
- ③ 業務の経理に関する帳簿について、平成36年3月31日まで保存すること。
- ④ 事業の実施に伴って収入が生じる場合は精算が必要となるので注意すること。
- ⑤ 事業の応募に際し、税金滞納等の問題がない旨の誓約書、及び平成30年度食料産業・6次産業化交付金交付要綱第20条に定める別記様式第10号(指名停止等を受けていない旨の申立書)を提出すること。
- ⑥ その他、各種法令・要綱等を遵守すること。

(2) 委託契約締結後、本業務を進めるにあたっての細則について、神戸市と十分な打ち合わせを行うこと。